

2005.10.04：平成16年度 決算等審査特別委員会（第10日目）

「平成16年度仙台市一般会計歳入歳出決算中、歳出第8款消防費について」

池田友信委員

私の方からは、防災対策費に関連しましてお伺いしたいと思います。

防災対策ということになれば、いつ発生してもおかしくない宮城県沖地震及び津波対策の状況と、それから災害が発生したときの対応の件についてお伺いしたいと思います。

まず、一つお伺いしたいのは、消防局として広域の災害が発生したというときの対応について、優先順位をどのように考えているのかお伺いいたします。

警防部長

同時多発災害が発生いたしました場合は、消防ヘリコプターや高所監視カメラなどにより情報収集を行いまして、災害の危険度及び被害の規模などから判断して人命の危険排除を最優先とした災害防護活動を展開することにしておりません。

池田友信委員

その次はどのような順序になりますか。人命のほかの問題について。

警防部長

人命の次につきましては、救助、救急、消火ということになります。

池田友信委員

私は、どういう災害の状況に優先して投入したり取り組むのかということをお伺いしているんです。

警防部長

大規模な災害、例えば津波とかあるいは特殊建築物とか不特定多数の方が入る建物とか、そのようなことを見まして危険度を判断いたしまして対応することになっております。

池田友信委員

事前にちゃんと質問を出しているんですから、きちんと答弁してください。

人命救助が第一、これは当然です。市民の生命を守る。その次に消防としてやらなければならないのは、大規模な被害の発生のための状況でしょう。それ

から、危険度の高い施設とか、あるいは二次災害が発生するおそれがあるというところに対して消防が優先して入らなければならないという状況でしょう。そうじゃないですか。

警防部長

多数人が集まります建物とか、多くの人が災害に遭うような状況のところを最優先、危険度が高いと考えます。

池田友信委員

それでは、53年の宮城県沖地震のときにどんな状況だったのかお伺いします。どういうところがあって、どういうところに消防として対策を投入されたのか。その辺お伺いします。

警防部長

53年の宮城県沖地震の際には、仙台市内におきまして8件の火災が発生いたしております。そのうち2件は事後確知という状況になっております。これらの火災を初めといたしまして、救助現場、それからコンビナート地区におきまして油が流出したという事案がございましたので、それらの災害に出動いたしております。

池田友信委員

もっと正確にちゃんと話してください。幸町でタンク火災があったでしょう。そういうところにはどれだけの人が投入されて、これは規模としては、優先順位としては上ではないんですか、こういう状況の火災があったということは、そういうことを聞いているんです。

警防部長

先ほど申し上げました事後確知の火災も含めまして8件発生した中には、幸町のガス局で火災が発生いたしております。それも含めまして8件でございます。幸町のガス局の火災におきましては、消防車両が4台出場いたしております。

池田友信委員

要は、今後の予想される宮城県沖地震に対して、あるいは津波に対して、対策に取り組む状況についてどういうふうな優先順位を考えていくのかということ、過去の状況を踏まえながらその対策に対してどんな準備をしてきたのか、あるいは取り組んできたのかということを知りたいんです。

警防部長

昭和53年の宮城県沖地震におきましては、ブロック塀の倒壊などによりまして同時多発的に救助、救急事案が発生いたしました。本市、そして緊急消防援助隊等の応援隊も含めた消防力を最も効果的に運用することが肝要だと考えております。

また、コンビナート地区におきましては、昭和53年には石油タンクからの油流出事故が発生いたしまして、二次災害の防止のため消防部隊の重点的な投入も行っております。そういうことから、今後の災害対応におきましてはこのコンビナート地区も重要な地域と認識いたしております。

池田友信委員

要は、そういう地域にどれだけの消防あるいは消防団の人たちが投入されるかによって、地域のそういう対策ということはもう自前でやらなければならない。したがって、そういう重要地域に対する対策状況は大丈夫なんですかということを問いたいんです。ここがだめならば、災害が起きたときに全部消防団を含めて、消防局を含めて全部投入しなければならない。そういう状況に対して問題が解決されているんですか。どうなんですか。

警防部長

本市におきましては、地震災害消防活動計画を平成8年に策定いたしております。地震時にはその計画に従いまして活動を行うということにいたしております。

それから、阪神淡路の震災を契機といたしまして、緊急消防援助隊が組織されております。その他、県内におきましても消防相互応援協定もございます。それら県内外の消防の応援、それから今委員からお話がありました消防団等、それらの消防力を十分に効果的に活用してまいるといふふうに考えております。

池田友信委員

今回の中で、全市の問題もあるんですが、一番消防局として優先順位を高くせざるを得ない、そういう危険度のあるところ、あるいは大規模な火災とかいろんな被害が発生する、あるいは二次災害があるというところに対してはいち早く行かなければならないですね。それはもう自前でできなかつたら他県からも要請するという状況になるわけです。いわばその地域が万全かどうかということに対して、いかに市民の消防に対するケアができるかできないかということ、これは大きく左右するわけです。その地域はどこにあるかということ、仙台市の

東部地域なんです。仙台市の東部地域は、そういう意味で非常に危険な地域がたくさんあります。この間の石油火災においても相当な消防車とかを導入して対策をせざるを得ないという状況になっているんですが、現状の中で今後の東部地域含めて、危険地域と称される防災対策上の問題点とか課題というのはどういうふうに決算を踏まえて受けとめておりますか。

消防局次長

委員御指摘の東部海岸沿いにおけるいわゆる地震、津波対策といった課題につきましては、津波に対する人命確保の観点から避難誘導に万全を期することが重要であると認識しております。

また、石油コンビナートを有する地域でありますことから、危険物保安の徹底を図ることも必要であると考えております。特に平成15年の十勝沖地震におきまして発生いたしました石油タンク火災を踏まえまして、液面揺動による浮き屋根の損傷防止措置、タンク全面火災に対応するための泡放射砲の設置など、コンビナート事業所における新たな安全対策の義務化が図られておりますことから、私どもといたしましてはその指導を徹底していく必要があるものと認識しております。

池田友信委員

十勝沖地震のときに起きた問題はタンクの火災なんですが、通称スロッシングという、要するにタンクの浮き屋根についてその振動によってこすられて油が漏れて、そして発火するというタンクの構造上の問題を改善しなさいという通達が出ているわけです。仙台港のところにそういうタンクというのはどのくらいあるんですか。

予防課長

消防法上の対象タンクでございますけれども、容量1,000キロリットル以上の浮き屋根構造を有するタンクのうち、長周期地震動による液面揺動の高さが2メートル以上のもの、または容量が2万キロリットル以上のものということとされております。仙台地区のコンビナートにおきまして、この条件に合致するタンクといたしましては、2メートル以上の揺動高さを有するタンクがないことは既に確認済みでございますので、容量2万キロリットル以上のタンクが対象となりまして、その基数は全部で11基となります。

池田友信委員

この11基中、改修が必要なところ、ほとんど11基がそうなのかどうか、あ

るいは改修期間はいつまでということなんですか。

予防課長

11基すべてについて改修が必要となっておりますけれども、改修に係る計画期間が法令上定められておりまして、平成29年3月31日までとされております。

池田友信委員

29年までですね。要するに法令としては29年ですが、要はなんとかこれを短縮しないとそういう火災が起こり得るという状況なわけです。これは今のところ民間の中の改修をお待ちするしかないということですか。

予防課長

委員御指摘のとおり、民間施設のタンクとなりますので、民間の自費負担による改修ということになります。

池田友信委員

実は、そこでいろいろ考えなければならぬんですが、仙台港を中心とした東部地域については、仙台市のLNGの液化天然ガスの基地、タンク、それから新日本石油ほかの石油タンクなどが非常に集積をしております。危険でありますけれども、貴重なエネルギーの基地なんですね。この辺については市長が出身の御専門の通産の部分だと思っておりますけれども、仙台市だけでなく東北のエネルギー基地であります。したがって、もっと広く言いますと国策としての地域別のエネルギーの拠点なんです。東北の拠点として、国としてもそういった役割があるというふうに思っております。過日のアメリカで発生したハリケーンのカトリーナの災害において、石油の供給の不安の緩和のために日本政府が支援する方針にのっとり、経済産業省が政府の要請でこの基地の人たちがアメリカの方に2万5000キロリットル、レギュラーガソリンを輸出しております。4社でやっております。したがって、この仙台港の地域は国策上からいっても重要なエネルギー基地であり、私は大規模の災害に対して民間の努力だけにゆだねるのではなくて、あるいは地方自治体だけではなくて、国としての防災対策があつてしかるべきだと思うのであります。これまでに国としてこういった役割を与えられて、あるいは果たしているわけです。そういう中で、防災対策として国がこの地域に取り組んできた状況があるかどうか。あるいは国にそういうことをしてほしいという要請を県なり市が申し立てをしておる状況があつたんですか。その辺をお伺いします。

危機管理監

石油コンビナート地区の安全確保につきましては、経済産業省所管の石油貯蔵立地対策等交付金制度というのがありまして、それを活用しまして周辺地域の消防設備、それから施設といった公共用の保全施設の整備を行ってきているところでございます。

また、国への働きかけの部分でございますけれども、平成15年の5月に発生しました宮城県沖地震を契機といたしまして、本市から直接国の方に働きかけを行いまして、宮城県沖地震対策に係る特別措置法の制定、それに絡めて地震防災に係る施設の整備推進を求める旨の緊急要望を行ったということでございますけれども、その結果といたしまして、御存じのとおり日本海溝等の外溝型の地震に対する特別措置法が制定されたという状況でございます。

また、委員から御指摘のありました東部海岸の石油基地につきましては、エネルギー拠点として重要でありますし、万一の際の危険性といったものにかんがみまして、保安対策が円滑に進むように今後とも国に対しまして必要な働きかけを行っていきたいと考えております。

池田友信委員

話がまた変わりますが、前の議会で私は質問いたしました、連合町内会からも要請がありました仙台港周辺を中心とした津波の襲来の際に、せつかくある公共施設、高い施設であります東部高速道路を避難地として利用できるような方法を考えてはどうかという提案をされましたが、これについてどんな形で取り組んでおりますか。

危機管理監

多分東部道路に関する問題かなと考えております。東部道路を津波の避難場所として活用するための働きかけについてだと考えておりますが、津波が発生した場合の避難は、津波警戒区域の外に避難することが基本でございますけれども、どうしても区域内から出られない方がいるというような場合には、近くにある高い建物に避難していただくということも有効なことかなと考えております。このようなことから、周辺よりも一段高い仙台東部道路等におきましては、一時的に避難するということが想定されますことから、東部道路に関して当時の道路公団の東北支社の方といろいろ協議をさせてもらったところでございます。その協議の中で、例えば東部道路につきましては地域防災計画に緊急輸送路という指定もございますので、その兼ね合いもございまして、それからこれは車が通行いたしておるものですから、一時的に避難した方の安全確保の問題

等々が出てきたわけでございます。こうしたことを踏まえまして、関係機関と調整をしなければならないという状況にあるわけでございますけれども、委員御指摘のとおりの内容も含めまして、県、それからこの10月1日に民営化に移行いたしました東日本高速道路株式会社等と、体制も変わったことでもありますし、急いで協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

池田友信委員

国から委託された道路公団にそれを話したって、それは役割以上のことはやらないです。国の法を改正するようにしないと、道路公団なんてにっちもさっちも行かないでしょう。だから、そこを国に働きかけるべきでないのかということをおかねがね言っているわけです。

いろいろ言いたいことはありますが、津波に対しても一応避難しなさいという地域を指定はしましたけれども、避難の誘導は全然なっておりません。したがって、どういうところに避難するかということも、これもぜひ早急に確立してください。

最後に市長にお伺いいたして終わりたいと思いますが、まず一つは安全・安心のまちをつくるためには、何としても国策とも言えるエネルギー基地の役割を果たしている仙台の東部地域、災害が発生しやすいかどうかということによって仙台市民の災害に対する軽減がされるかどうかという形になると思いますので、ぜひ地域の安全と安心を守るためにも民間だけあるいは仙台市だけがそれに取り組むというのではなくて……。

池田友信委員

国土の安全、エネルギー基地の確保という意味での国策としての防災対策にもっと強烈に取り組んでいただきたいということをぜひ国に対して、あるいは市長会でも申して国にいろんな形で要請をしていただきたいとひとつお願いしたいと。

それから、二つ目は、東部道路の津波の避難場所としての利用については、今言ったように国の法律を改正しないとこれは前に進みません。したがって、法の改正の要請をすべきではないかという点。

三つ目に、先ほどの石油タンクのスロッシングの問題は、これは民間の企業だから民間にということになって災害が発生したのでは我々地方自治体とか地域の人たちは困るわけです。したがって、その改善を促進するための方策として、通産省出身の市長として何らかの方策で改善を早めるための、例えば融資制度だとか補助がつけられるのだったらそういう形で対策をするという形の改善の短縮を図る方法をするかしないかで、私は地域の災害が非常に円滑にいく

かどうかという形になると思いますので、この三つの点について市長の見解をお伺いして終わりたいと思います。

市長

委員から御指摘のありましたさまざまの点につきまして、全く私としても意を同じくしまして市民の安心・安全、とりわけ地震、津波対策に万全を期したいと思っております。これまでも宮城県市長会ですとか東北市長会などを通じまして各種の法律の制定などを要望してまいりました。私の市長就任直後の宮城県市長会におきましても、8月16日の地震の教訓を踏まえまして要望書の文章にも急遽手を入れていただくといったこともやっております。しかしながら、御指摘のように市長会などを通じた間接的な働きかけも重要ではございますが、私自身が政府の関係省庁に直接参りまして、いろいろな今御指摘のあった点について、私が直接国の関係者と議論をしたいと思っております。

各論になりますが、東部道路の使用につきましては、委員御案内のように法律問題があるわけでございます。これも私自身の法律知識を用いまして、私なりの法律的な整理ができるものかどうか私自身が勉強してみたいと思っておりますし、国の防災の関係者、とりわけ法制面に詳しい方と直接議論してみたいと思っております。

3番目の石油タンクのいわゆる液面揺動による浮き屋根の損傷、いわゆるスロッシング現象の対策でございますけれども、先ほど答弁申し上げましたように、法律上は平成29年3月末までにこれを修理する、改善するという事になっております。先ほどの答弁にありましたように、2万キロリットル以上の容量のタンクが11基、仙台港周辺にあるわけでございます。現在、原油価格の高騰その他の経済情勢がございますので、石油元売各社を取り巻く状況は非常に厳しいものであると容易に推察されるわけでありまして、こういった安全、保安面に対する新規の投資が果たしてスムーズにいかしているのかどうか、これも私自身がよく調べてみたいと思っております。先ほど休憩時間中に私の元の同僚であります資源エネルギー庁の石油精製備蓄課長に直接電話で問い合わせましたところ、タンクの浮き屋根の改修については、国の財政投融资の対象になるという回答を得たところでございます。具体的なスキームについては私も詳しくは承知していないんですけれども、既に18年度の予算要求は終わっておりますので、平成19年度以降の財政投融资要求に盛り込んでいただくことなども含めて、私がおりました経済産業省の元同僚とも真剣に交渉してみたいと思っております。